

計画の名称	堺市地域住宅等整備計画（その2）												
計画の期間	令和03年度～令和04年度（2年間）										重点配分対象の該当		
交付対象	堺市												
計画の目標	堺市における住宅政策（さかい 魅力・安心住まいプラン）の基本目標である「生活の豊かさを実感できる住まい・まちの実現」「次世代へつなげる環境負荷に配慮した住まい・まちづくりの推進」「ストックを活かし個性と多様性をもった魅力ある住まい・まちの創造」「安全で安心して暮らせる住まい・まちづくりの推進」をめざし、次の施策について取り組みを進める。公的住宅政策としては、老朽化した市営住宅の建替えやストック改善、エレベーターの設置等を行い、市民の暮らしの安全・安心を確保する。また、空き家再生等推進事業においては、空き家実態調査を行い、「堺市空家等対策計画」を改定する際の基礎資料とし、空き家化の予防や空き家の活用促進を図る。家賃低廉化事業においては、新婚・子育て世帯等の市内居住の促進やマンション建替支援事業、住宅相談事業により良質なマンションストック形成及びマンション再生を推進する。また泉北ニュータウン再生推進事業により、泉北ニュータウンを魅力あるまちとして維持し、将来にわたって多様な世代が快適に住み続けることのできるまちとする。住宅の耐震化、不燃化の推進及び安全確保に関する事業や省エネルギー対策等住環境の改善に関する事業により地震による被害の軽減、市街地の火災の延焼防止、及び遅延や既存住宅から排出される二酸化炭素の排出量の削減を図る。さらに、堺環濠都市北部地区においては、町家や寺社等の歴史文化資源を活かし、これらと調和した修景整備を行うことにより、歴史的なまちなみを再生し、魅力向上を図る。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	5,166	A	4,993	B	0	C	173	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	3.34	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
1	市営住宅の住戸内バリアフリー性能の向上 全管理戸数に対する住戸内段差解消、手すり設置等がなされた住戸数の割合 バリアフリー化率 = バリアフリー化済戸数 / 全管理戸数	R3 51%	%	R4 57%
2	市営住宅の各住戸へ円滑に移動できる機能の向上 市営住宅における各住戸への移動円滑化率 エレベーターの設置されている棟数 / 中高層の市営住宅の全棟数	54%	%	57%
3	市営住宅において長寿命化型改善の実施割合の向上 建替対象を除き、竣工後20年以上経過した市営住宅全戸数の内、長寿命化型改善を実施した棟数の割合 長寿命化型改善の実施した棟数 / 建替対象を除き、竣工後20年以上経過した市営住宅全棟数	76%	%	78%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
堺市地域住宅等整備計画（その1）と併せた7年間の計画												

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												R03	R04	R05	R06	R07				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	公営住宅整備事業等	建替事業(万崎住宅)	堺市						3,215		策定済	
	A15-002	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	公営住宅整備事業等	移転促進(万崎住宅)	堺市						44		-	
	A15-003	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	公営住宅整備事業等(公営住宅等ストック総合改善事業)	屋根・屋上改修工事、外壁改修工事、昇降機改修工事等	堺市						263		策定済	
	A15-004	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	住宅地区改良事業等(改善推進事業)	移転促進・仮住居借上げ	堺市						6		-	
	A15-005	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	住宅地区改良事業等(改良住宅ストック総合改善事業)	石津鉄筋住宅総合改善事業	堺市						350		策定済	
	A15-006	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	住宅地区改良事業等(改良住宅ストック総合改善事業)	昇降機棟増築外工事、浴室設置等改修工事、ポンプ室改修工事(工事監理、設計等含む)	堺市						256		策定済	

A 基幹事業

基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												R03	R04	R05	R06	R07				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
地域住宅計画に基づく事業	A15-007	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	住宅地区改良事業等（改良住宅ストック総合改善事業）	外壁改修及び屋根・屋上防水改修工事、工事監理業務、設計業務、長寿命化改善等	堺市						271		策定済	
	A15-008	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	地域住宅政策推進事業（提案事業）	駐車場整備、建替を伴わない公営住宅除却	堺市						233		-	
	A15-009	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	地域住宅政策推進事業（提案事業）	分譲マンションの建替え等支援に関する事業	堺市						11		-	
	A15-010	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	地域住宅政策推進事業（提案事業）	住宅相談、住情報の提供事業、住宅政策の推進に関する事業（住宅政策関連調査）	堺市						13		-	
	A15-011	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	地域住宅政策推進事業（提案事業）	空き家対策の推進に関する事業（空き家利活用支援事業）	堺市						1		-	
	A15-012	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	地域住宅政策推進事業（提案事業）	防火断熱改修工事補助事業	堺市						2		-	

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												R03	R04	R05	R06	R07				
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
											小計						4,665			
住環境整備事業	A16-013	住宅	一般	堺市	間接	民間	-	-	堺環濠都市北部地区街な み環境整備事業	協議会活動助成事業、街なみ 整備助成事業	堺市						35		-	
	A16-014	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	堺環濠都市北部地区街な み環境整備事業	街なみ整備事業(歴史的風致 形成建造物整備)	堺市						286		-	
	A16-015	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	バリアフリー環境整備促 進事業	堺駅、堺東駅周辺地区バリア フリー基本構想策定	堺市						7		-	
											小計						328			
											合計						4,993			

C 効果促進事業

基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況		
												R03	R04	R05	R06	R07					
一体的に実施することにより期待される効果																					
備考																					
地域住宅計画に基づく事業	C15-001	住宅	一般	堺市	直接	堺市	-	-	公営住宅の整備等に関する事業	駐車場整備、仮住居借上げ	堺市						173		-		
		基幹事業の建替工事において、住民へ移転・仮住居の助成及び駐車場整備をすることにより、事業を円滑に進行させる。																			
													小計						173		
											合計							173			

交付金の執行状況

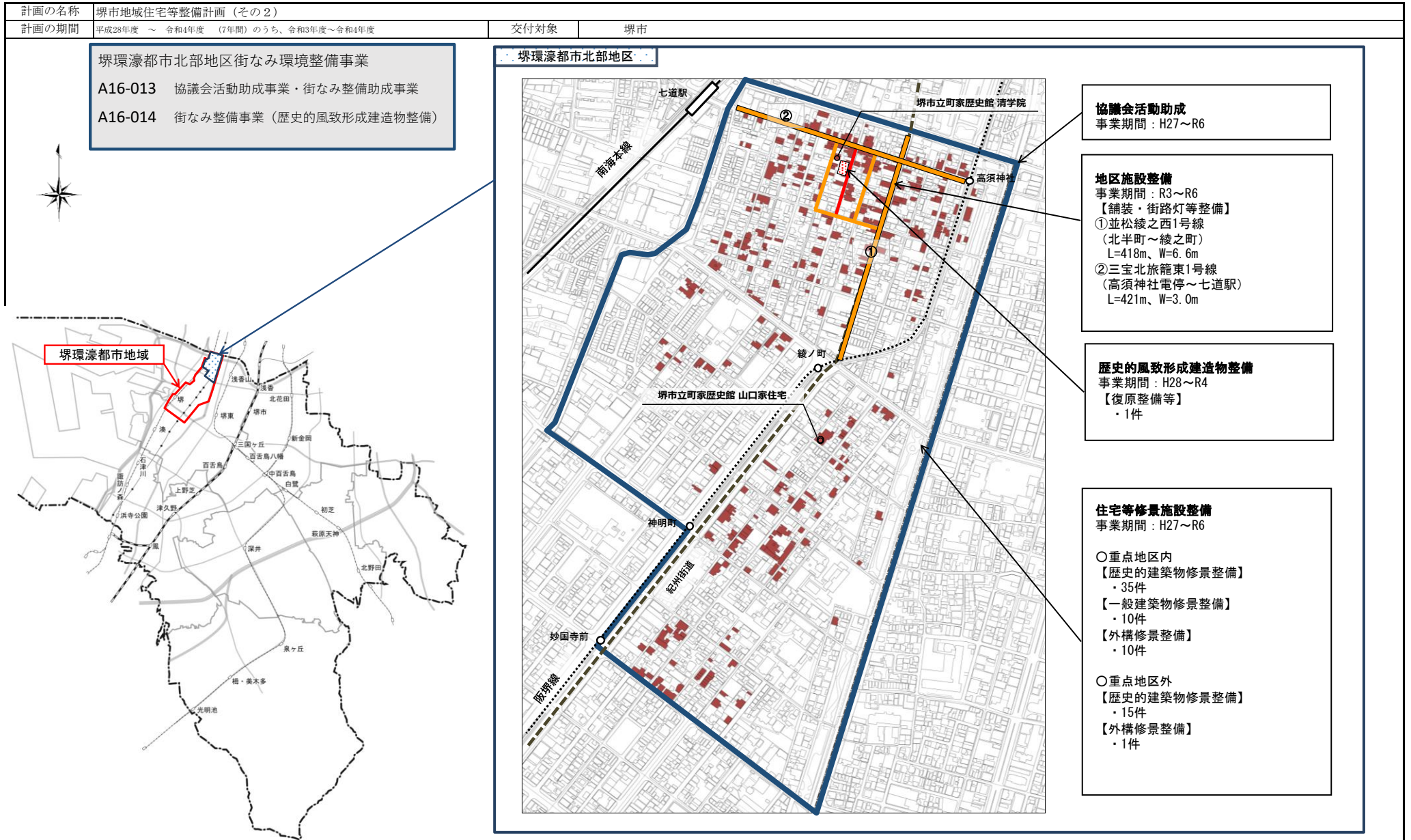
(単位：百万円)

	R03				
配分額 (a)	889				
計画別流用増 減額 (b)	0				
交付額 (c=a+b)	889				
前年度からの繰越額 (d)	0				
支払済額 (e)	867				
翌年度繰越額 (f)	22				
うち未契約繰越額(g)	0				
不用額 (h = c+d-e-f)	0				
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0				
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

(参考様式3) 参考図面① (社会資本整備総合交付金)

計画の名称	堺市地域住宅等整備計画(その2)		
計画の期間	平成28年度 ~ 令和4年度(7年間) (うち、令和3年度~令和4年度)	交付対象	堺市
<p>A15-001 公営住宅整備事業等 建替事業 (万崎住宅)</p> <p>A15-002 公営住宅整備事業等 移転促進 (万崎住宅)</p> <p>C15-001 公営住宅の整備に関する事業 仮住居借上げ、駐車場整備 (万崎住宅)</p>			
<p>A15-003 公営住宅等ストック総合改善事業 外壁・屋上防水改修工事、昇降機改修工事等 (上野芝、今池、北鳳、東雲東町、協和町・大仙西町住宅)</p>			
<p>A15-006 住宅地区改良事業等 (改良住宅ストック総合改善事業) 昇降機棟増築外工事、浴室設置等改修工事、ポンプ室改修工事 (工事監理、設計等含む) (協和町・大仙西町住宅)</p> <p>A15-007 住宅地区改良事業等 (改良住宅ストック総合改善事業) 外壁改修及び屋根・屋上防水改修工事、工事監理業務、設計業務、長寿命化改善等 (七道並松東、東雲東町、協和町・大仙西町住宅)</p>			
	<p>A15-004 住宅地区改良事業等 (改善推進事業) 移転促進・仮住居借上げ (北清水、石津鉄筋住宅)</p> <p>A15-005 住宅地区改良事業等 (改良住宅ストック総合改善事業) 石津鉄筋住宅総合改善事業</p> <p>A15-008 駐車場整備、建替を伴わない公営住宅除却</p> <p>A15-009 分譲マンションの建替等支援に関する事業</p> <p>A15-010 住宅相談、住情報の提供事業、住宅政策の推進に関する事業 (住宅政策関連調査)</p> <p>A15-011 空き家対策の推進に関する事業 (空き家利活用支援、若年夫婦・子育て世帯定住支援モデル事業)</p> <p>A15-012 防火断熱改修工事補助事業</p> <p>堺環濠都市北部地区街なみ環境整備事業</p> <p>A16-013 協議会活動助成事業、街なみ整備助成事業</p> <p>A16-014 街なみ整備事業 (歴史的風致形成建造物整備)</p> <p>バリアフリー環境整備促進事業</p> <p>A16-015 堺駅、堺東駅周辺地区バリアフリー基本構想策定</p>		

(参考様式3) 参考図面② (社会資本整備総合交付金)



事前評価チェックシート

計画の名称： 堺市地域住宅等整備計画（その2）

事前評価	チェック欄
I. 目標の妥当性 計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 ア老朽化した住宅ストックの更新 イ安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保	○
I. 目標の妥当性 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
III. 計画の実現可能性 事業熟度が十分である。	○
III. 計画の実現可能性 計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
III. 計画の実現可能性 地域住宅計画を公表することとしている。	○

地域住宅計画

堺市地域

(第6回変更)

さかいし
堺市

令和4年1月

地域住宅計画

計画の名称	堺市地域		
都道府県名	大阪府	作成主体名	堺市
計画期間	平成 28 年度	～	令和 4 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

堺市は大阪府中央部のやや南よりに位置し、人口約84万人、世帯数約36万世帯の地域である。昭和30年代以降は、堺・泉北臨海工業地域の造成、泉北ニュータウンをはじめとする大規模住宅地の整備など、高度経済成長とともに発展した都市である。

人口動態は、平成25年から転出数が転入数を上回る社会減となり、人口がゆるやかに減少する中で、人口減少社会・高齢化の更なる進展等を見据え、引き続き、人口の誘導・定着化を進める取り組みが求められている。

住宅ストックの状況は、平成25年住宅・土地統計調査によると、持家19万2千戸、公営借家3万2千戸、UR・公社借家2万5千戸、民営借家 7万6千戸、給与住宅7千戸となっている。本市の特徴として公的賃貸住宅の占める割合が約16%と高く、その大半が昭和40年代に建設された大規模団地である。特に大規模な計画的市街地として整備された泉北ニュータウンでは、その割合が40%を超えており、ニュータウン再生にあたって公的賃貸住宅の取り組みが重要となっている。

現在、公的住宅施策としては、市営住宅の建替えや長寿命化型改善、エレベーター設置等を行っている。民間住宅施策としては、空き家の利活用促進、分譲マンション管理支援、住情報提供、中間層への家賃補助、密集住宅市街地の改善、耐震化促進支援等を行っている。

2. 課題

<堺市の魅力を高め定住を促進する>

- ・都心部において、良質な住宅供給と生活環境の向上を進めることにより、都心居住を推進していく必要がある。
- ・人口減少、少子・高齢化が進み、公的賃貸住宅や施設の老朽化が見られる泉北ニュータウンの再生に向けた取り組みが必要である。

<人口構造の変化に対応しつつ堺市の発展を促進する>

- ・人口定着とバランスのとれた人口構成確保に向け、世帯形成期や子育て期にある世帯の誘導・定住に向けた支援が必要である。
- ・高齢社会の更なる進展が予測されるため、高齢者の居住ニーズの変化にも注視しながら、高齢者が安心して居住できる住宅・住環境を確保する必要がある。
- ・市営住宅の建替えにあたっては、子育て支援や高齢者支援などの施設等を設置することにより、地域に貢献できるような住宅供給が求められている。
- ・空き家の増加が予測されるため、本市の空き家実態を把握し、利活用等を推進していく必要がある。

<住宅・住環境の蓄積を活かしながら都市の発展を促進する>

- ・分譲マンションストックが年々増加しているため、管理組合や区分所有者が主体的に、適切な維持管理や建替えを行っていくための支援が必要となっている。
- ・住宅の新築・購入・リフォーム・維持管理などに際して、市民が必要な住情報を得ることができるように、民間事業者等とも連携を図り、適切な住情報の普及を行うことが必要である。
- ・環境への負荷の少ない低炭素都市づくりを進めるために住宅の省エネルギー化を図っていく必要がある。

<市民の暮らしの安全・安心を確保する>

- ・老朽化が進み、住戸規模や設備水準が低く、耐震性の低い市営住宅について、早期に建替え、居住水準を向上させるとともに安全性を確保する必要がある。
- ・市営住宅の計画的なストック改善により、バリアフリー化の推進、居住性及び安全性の向上や長寿命化を図っていく必要がある。
- ・市営住宅の管理運営において、入居者の居住の安定確保に配慮しつつ、収入超過者・高額所得者などについては適正な管理を行い、住宅確保要配慮者の居住におけるセーフティネットとして機能を確保する必要がある。
- ・新耐震基準前の住宅ストックの耐震性向上、市街地における建築物の防火性能向上、高齢者、障害者などの居住等に適したバリアフリー化、防犯面・健康面での安全性確保など、市民が安心して暮らせる居住等環境を整備していく必要がある。
- ・民間賃貸住宅において、家賃の滞納や紛争発生への不安などから、高齢者、障害者などが入居を制限される傾向があるため、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けた支援が必要となっている。
- ・密集住宅市街地において、道路などの公共施設が不足しているとともに、老朽木造住宅等が密集していることから、早期改善が必要となっている。

3. 計画の目標

堺市における住宅政策（さかい 魅力・安心住まいプラン）の基本目標である「生活の豊かさを実感できる住まい・まちの実現」「次世代へつなげる環境負荷に配慮した住まい・まちづくりの推進」「ストックを活かし個性と多様性をもった魅力ある住まい・まちの創造」「安全で安心して暮らせる住まい・まちづくりの推進」をめざし、次の施策について取り組みを進める。

- ・公営住宅等整備事業により、公営住宅の建替えを行い、居住水準の向上及びバリアフリー化を推進する。
- ・公営住宅等ストック総合改善事業により、公営住宅のストック改善を行い、長期間居住できるように長寿命化、安全性の向上を図る。
- ・住宅地区改良事業等により、改良住宅のストック改善を行い、長期間居住できるように長寿命化、安全性の向上を図る。さらに、更新住宅の建設や多様な住宅供給を行い、多様な世代が定住できる住民参加によるまちづくりを推進する。
- ・本市において、空き家率が上昇していることを踏まえ、空き家の実態を把握し、空き家化の予防や利活用等の対策を推進する。
- ・住宅市街地総合整備事業により、密集住宅市街地における地区公共施設の整備や老朽木造住宅等の建替えを促進し、住環境の改善と防災性の向上を図る。
- ・家賃低廉化事業により、若年夫婦・子育て世帯等の市内（泉北ニュータウン）居住を促進する。
- ・マンション建替支援事業、住宅相談事業により、良質なマンションストック形成及びマンション再生を推進する。
- ・住宅政策の推進に関する事業により、住宅政策に関する調査等を行い、住宅事業の現状及び課題を整理する。
- ・防火性能の向上に関する事業により、倒れにくく、燃えにくいまちづくりを進める。
- ・省エネルギー対策等住環境の改善に関する事業により、既存住宅から排出される二酸化炭素の排出量の削減を図る。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
市営住宅の住戸内バリアフリー性能の向上	%	市営住宅の全管理戸数に対する、住戸内段差解消、手すり設置等がなされた住宅戸数の割合	40%	27	57%	4
中高層住宅の市営住宅におけるエレベーター設置率の向上	%	中高層住宅(3階建以上)の市営住宅において、エレベーターが設置されている住棟の割合	44%	27	57%	4
市営住宅において長寿命化型改善の実施割合の向上	%	建替対象を除き、竣工後20年以上経過した市営住宅の住棟の内、長寿命化型改善(外壁改修及び屋上防水改修工事の双方)実施棟数の割合	5%	27	78%	4
既設市営住宅の耐震性能の向上	%	市営住宅の全住棟に対する、耐震化済みの住棟の割合	82%	27	95%	4
既設市営住宅のエレベーターの安全性の向上	%	エレベーターを設置している全棟数に対する、戸開走行保護装置、地震時(P波)管制運転装置を設置したエレベーター棟数の割合	21%	27	56%	4
地震時等に著しく危険な密集市街地における地区内閉塞度の改善	—	地区の内部から地区周縁まで、建物倒壊や火災の影響を受けずに避難できる確率指標(避難確率)	3 (96.4%)	27	2 (97%以上)	4

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

<公営住宅等整備事業>

- ・ストック更新が必要な市営住宅の建替えを行う。(小阪住宅、万崎住宅)
- ・建替事業に伴い必要となる移転促進を行う。

<公営住宅等ストック総合改善事業>

- ・既存市営住宅のエレベーター改修の実施。(北風住宅、今池住宅、長曾根住宅、堺市駅前住宅、東雲東町住宅等)
- ・屋根・屋上改修及び外壁改修の実施。(上野芝住宅、北深井住宅、向陵西町住宅、中石津住宅、浜寺住宅、協和町・大仙西町住宅等)
- ・長寿命化計画改定のための委託調査の実施。

<住宅地区改良事業等>

- ・改良住宅等改善事業(改良住宅ストック総合改善事業)
- ・既存中層住宅へのエレベーターの設置及び、改修または取替の実施。(協和町・大仙西町住宅(居住性向上等)、東雲東町住宅等)
- ・屋根・屋上改修、外壁改修の実施。(協和町・大仙西町住宅、翁祐住宅、七道並松住宅、七道並松東住宅等(長寿命化等))
- ・浴室無し住戸に浴室を設置(協和町・大仙西町住宅(福祉対応))、ポンプ室の給水設備を更新(協和町・大仙西町住宅(長寿命化))
- ・改善事業の実施。(石津鉄筋住宅、北清水住宅)
- ・改良住宅等改善事業(建替事業)として、更新住宅の建設を行う。(協和町・大仙西町住宅、北清水住宅、大浜高層住宅)
- ・改良住宅等改善事業(建替事業)として、改良住宅等の除却を行う。
- ・改良住宅等改善事業(駐車場整備事業)として、建替事業に伴い必要となる駐車場の整備を行う。
- ・改良住宅等改善事業(改善推進事業)として、まちづくり協議会へのまちづくり専門家派遣、建替事業等に伴い必要となる移転促進・仮住居等借上げ助成を行う。
- ・空き家再生等推進事業として、実態調査を行い、空き家の利活用等を推進する。

<堺環濠都市北部地区街なみ環境整備事業>

- ・修景施設整備補助、地区施設整備、歴史的風致形成建造物整備、協議会活動支援を行うことで、街なみ景観の保全形成を図るとともに、啓発を行う。

<住宅市街地総合整備事業>

- ・密集住宅市街地における道路や公園などの公共施設整備、老朽木造住宅の建て替え促進などを総合的に行う。

<バリアフリー環境整備促進事業>

- ・令和3年3月に策定された「堺市移動等円滑促進方針」に基づき、基本構想の評価、見直しを実施する。

(2) 提案事業の概要

<公営住宅の整備等に関する事業>

- ・地域の防犯性向上及び集約化のため、用途廃止を行った既存公営住宅の除却を行う。
- ・市営住宅の建替えに伴い必要となる駐車場の整備を行う。

<改良住宅の整備に関する事業>

- ・建替事業に伴い必要となる移転助成(店舗移転者)を行う。

<分譲マンションの建替え等支援に関する事業>

- ・分譲マンションの建替え等を行うとする管理組合に対し、合意形成状況の段階に応じてアドバイザー等の活用のために要する費用の一部を補助する。

<住宅相談・住情報の提供事業>

- ・分譲マンションの管理組合、区分所有者、市内在住の方など対象に弁護士等の専門家による専門家相談を行う。

<住宅政策の推進に関する事業>

- ・住宅事業の現状や課題を整理するとともに、優良な住宅地形成の誘導やまちなか居住促進に向けた事業調査を実施する。
- ・住生活基本計画の改定のための委託調査を実施する。

<家賃の低廉化に関する事業>

- ・特定優良賃貸住宅や泉北ニュータウン内に立地する民間賃貸住宅等に入居する中堅所得世帯、若年夫婦・子育て世帯等に対して家賃の一部を補助する。

<空き家対策の推進に関する事業>

- ・空き家化の予防啓発支援として、プランニングノートを作成し、自己の空き家について整理を促す。
- ・中古住宅の流通促進を図るため、若年夫婦・子育て世帯を対象に、中古住宅購入費用の一部を補助する。

<住宅の耐震化・不燃化の推進及び安全確保に関する事業>

- ・準防火地域の指定拡大にあわせ、既存住宅における防火性能を確保するために要する改修工事費の一部を補助する。

<省エネルギー対策等住環境の改善に関する事業>

- ・既存住宅における省エネルギー対策として、耐震改修と併せて窓の断熱改修など省エネ改修工事を行うとする者に対して工事費の一部を補助する。

<泉北ニュータウン再生推進事業>

- ・泉北ニュータウンの再生に向けて、大阪府と堺市等が連携し、関連計画等の策定や計画実現のための取組み等を行う。
- ・泉北ニュータウン内の戸建て住宅及び共同住宅のストック活用を促進し、住宅地としてのまちの魅力情報を発信するなど、泉北ニュータウンの再生に向けた取組み等を行う。
- ・泉北ニュータウン内の近隣センターの機能を再編し、地域住民が安心して生活できる拠点の創出等の取組みを行う。

(3) 効果促進事業の概要

<公営住宅の整備等に関する事業>

- ・市営住宅の建替えに伴い必要となる仮住居等借上げ助成を行う。
- ・市営住宅の建替えに伴い必要となる駐車場の整備を行う。

<公営住宅ストック総合改善事業>

- ・既存市営住宅のエレベーター改修、屋根・屋上改修及び外壁改修等の監理業務を行う。

<改良住宅の整備等に関する事業>

- ・地域の防犯性向上のため、用途廃止を行った既存改良住宅の除却を行う。
- ・建替事業に伴い必要となる移転助成(店舗移転者)を行う。
- ・建替事業に伴い公園整備を行う。

<住宅市街地総合整備事業>

- ・密集住宅市街地における老朽木造住宅の除却補助を行う。

(4) その他(他の計画における関連事業)

○民間住宅耐震診断・耐震改修事業
大阪府地域住宅等整備計画(防災・安全)に基づく事業(基幹事業:住宅・建築物安全ストック形成事業)

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

A 基幹事業

(金額の単位は百万円)

A1 地域住宅計画に基づく事業(基幹事業)

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等整備事業	堺市	建替事業(移転促進含む)(小阪、万崎住宅)	5,183
公営住宅等ストック総合改善事業	堺市	外壁、屋上防水改修、昇降機改修、長寿命化計画改定等(上野芝、北深井、向陵西町、百舌鳥、北風、今池、長曾根、東雲東町、浜寺、中石津、協和町・大仙西町住宅等)	598
	堺市	昇降機改修(堺市駅前、長曾根、東雲東町、北風、今池住宅等)	91
住宅地区改良事業等	堺市	建替事業(移転促進含む)(北清水住宅)	269
	堺市	建替事業(協和町・大仙西町住宅)	442
	堺市	建替事業(北清水、大浜高層、協和町・大仙西町住宅)	8,878
	堺市	外壁、屋上防水改修、昇降機増築、昇降機改修、浴室設置等改修、ポンプ室改修、総合改善事業等(七道並松、七道並松東、北清水、石津鉄筋、東雲東町、翁橋、協和町・大仙西町住宅等)	2,086
	堺市	昇降機改修(東雲東町住宅)	15
	堺市	総合改善事業に伴う既存入居者の仮住居費、移転費等(北清水、石津鉄筋住宅)、まちづくり協議会支援	56
	堺市	建替事業に伴う既存入居者の仮住居費、移転費等(協和町・大仙西町住宅)	4
	堺市	建替事業に伴う既存入居者の仮住居費、移転費等(北清水、大浜高層、協和町・大仙西町住宅)	177
	堺市	空家実態調査、空家利活用の推進等	8
A1 小計			17,807

A1

Ac 地域住宅計画に基づく事業(提案事業)

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅の整備等に関する事業	解体工事、公営住宅除却	堺市		306
改良住宅の整備等に関する事業(防災・安全)	移転助成(店舗使用者)	堺市		4
家賃の低廉化に関する事業	特優賃住宅家賃減額補助	堺市		113
	子育て世帯等住まいアシスト事業	堺市		64
	泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業	堺市		148
	泉北ニュータウン若年勤労者単身世帯等住まいアシスト事業	堺市		5
分譲マンションの建替え等支援に関する事業	分譲マンション建替え支援	堺市		13
住宅相談・住情報の提供事業	住宅専門家相談	堺市		3
住宅政策の推進に関する事業	住宅政策関連調査	堺市		14
空き家対策の推進に関する事業	空家活用支援事業、若年夫婦・子育て世帯定住支援モデル事業	堺市		1
泉北ニュータウン再生推進事業	戸建て空き家対策等地域活性化事業	堺市		10
	泉北ニュータウン府市等連携推進事業	堺市		9
	近隣センター活用支援事業	堺市		9
	公的賃貸住宅リノベーション推進事業	堺市		15
	先進的住戸リノベーション促進モデル事業	堺市		5
防火性能の向上に関する事業	防火断熱改修補助事業	堺市		2
省エネルギー対策等住環境の改善に関する事業	既存住宅省エネ改修補助事業	堺市		17
Ac 小計				743
小計(A1+A2)				18,550

Ac

A1 + Ac

A2 基幹事業(地域住宅計画に基づく事業以外の事業)

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)(新湊地区)(防災・安全)	堺市		348
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)(新湊地区)(防災・安全)(重点計画)	堺市/民間		733
堺環濠都市北部地区街なみ環境整備事業	堺市/民間		711
バリアフリー環境整備促進事業	堺市		7
小計(A2)			1,799
小計(A1+A2)			20,349

A2

A1 + Ac + A2

B 関連事業(関連社会資本整備事業)

(金額の単位は百万円)

B 関連社会資本整備事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
小計(B)			0

C 関連事業(効果促進事業)

(金額の単位は百万円)

C1 地域住宅計画に基づく事業(効果促進事業)

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅の整備等に関する事業	堺市	仮住居等借上げ、駐車場整備	364
公営住宅ストック総合改善事業に関する事業	堺市	外壁改修工事監理業務	3
公営住宅ストック総合改善事業に関する事業(防災・安全)	堺市	昇降機改修工事監理業務	1
改良住宅ストック総合改善事業に関する事業	堺市		3
改良住宅ストック総合改善事業に関する事業(防災・安全)	堺市	昇降機改修工事監理業務	1
改良住宅等の整備に関する事業(防災・安全)	堺市	改良住宅除却	23
改良住宅等の整備に関する事業(防災・安全)(重点計画)	堺市	移転助成、公園整備、解体工事等	14
小計(C1)			409

C2 地域住宅計画に基づく事業以外の事業(効果促進事業)

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
木造住宅等除却補助事業(防災・安全)	民間		12
木造住宅等除却補助事業(防災・安全)(重点計画)	民間		107
小計(C2)			119
小計(C1+C2)			528

合計(A1+A _c +A2+B+C1+C2)			20,877
-----------------------------------	--	--	--------

A1+A_c+A2+B+C1+C2

効果促進事業等の割合	6.1%	(A _c +C) / (A1+A _c +A2+B+C1+C2)
------------	------	---

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

（公的賃貸住宅等の有効活用）

- 住宅地区改良事業により住環境整備を行った地区においては、居住者の高齢化、若年世帯の転出などによりコミュニティバランスが低下しているため、地区内に多様な所得階層や世代が居住できるよう、公営住宅・改良住宅をみなし特定公共賃貸住宅として活用する。

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	大阪府	市町村名	堺市
区域名	堺環濠都市北部地区街なみ環境整備促進区域		
区域現況	区域の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・本区域は、堺市の北西部に位置し、広さ約 43ha である。 ・江戸時代に形成された「元和の町割」や環濠が当時の面影を残す堺環濠都市地域のなかでも、山口家住宅や清学院をはじめとする町家や寺社など、第二次世界大戦による焼失を免れた歴史的建築物が多く残る区域である。 ・刃物や線香などといった伝統産業との職住一体の生活様式が見られる。 ・堺市景観計画において「重点的に景観形成を図る地域」に、また堺市歴史的風致維持向上計画において「重点区域」に指定している区域の一部である。 ・建築物の多くは住宅であるが、なかには工場や業務ビル等も立地している。 ・住民の高齢化による空き家の増加や、歴史的建築物の老朽化などにより、良好な街なみ景観の保全が課題となっているが、住民等によって景観資源を保全・活用する取組みも盛んである。 	
	道路の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の東側には阪神高速道路堺線が通り、北側には三宝高須線が通る。 ・中心部を南北に通る大道筋（紀州街道）は、戦後の復興で拡幅され、その中央を路面電車の阪堺電気軌道阪堺線が通っている。 ・その他の区域内の道路は、大半が江戸期に形成された幅員 6 m 未満の道路である。なかでも、その半数は幅員 4 m 未満である。 ・区域内の東西方向に、築港天美線が都市計画決定されている。 	
	公園等の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内には、都市計画公園（土居川公園、錦西公園）が都市計画決定されている。 	
	地区住民のまちづくり活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・神輿渡御祭といった地域の祭りがコミュニティ形成の大きな役割を担っている。 ・平成 26 年 5 月に地元住民により「堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会」が設立され、ワークショップ等を通じて、まちなみのルールづくりなどのまちづくり活動が盛んに行われている。 	

区域の整備に関する基本方針	整備の目標	江戸時代に形成された町割とともに、町家や寺社等の歴史文化資源を活かし、これらと調和した修景整備を行うことにより、歴史的なまちなみを再生し、魅力向上を図る。	
	街なみ環境整備促進区域の整備予定時期	平成 27 年度～平成 36 年度（10 年間）	
	地区施設等の整備に関する基本方針	通路等	<ul style="list-style-type: none"> 区域内の道路について、周辺のまちなみに配慮した修景整備を図る。
	住宅等の整備に関する基本方針	住宅等	<ul style="list-style-type: none"> 堺市指定有形文化財である井上家住宅（鉄砲鍛冶屋敷）について、歴史的風致形成建造物への指定を行い、保存・修理を行う。 町家などの歴史的建築物の修景を行う。 既存及び新築建築物（町家を除く）についても、修景整備を促進することにより、本区域の歴史的なまちなみに配慮したものへと誘導する。
		敷地	<ul style="list-style-type: none"> 連続したまちなみを形成するため、建築物の修景とあわせた門や塀の修景により、本区域の歴史的なまちなみに配慮したものへと誘導する。
その他当該区域の整備に関して必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的なまちなみに関する情報発信やイベント等による啓発を継続的に実施する。 空き家等の保全・活用を図るため、貸し手と借り手を結びつける情報収集や情報提供システムの構築について検討する。 		

堺市移動等円滑化促進方針

—堺市におけるバリアフリー化のさらなる推進に向けて—

令和3年3月

堺 市

目 次

1	市における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針	1
(1)	移動等円滑化促進方針作成の背景	2
(2)	本市における移動等円滑化促進方針策定の趣旨	6
(3)	移動等円滑化促進方針の位置づけ、基本方針	7
(4)	移動等円滑化促進方針の期間・見直し	10
2	堺市バリアフリー基本構想（堺市交通バリアフリー基本構想を含む。）の評価・見直し	11
(1)	現状について	12
(2)	評価・見直しを行う中での当事者参加の重要性	15
(3)	評価・見直しの視点	15
(4)	評価・見直しの方法	16
(5)	評価・見直し等に取り組む地区	17
3	当事者参加の仕組み	21
(1)	機会の確保	22
(2)	フィードバック	22

4	バリアフリー化の推進に向けた取組	23
(1)	バリアフリー化推進の基本となる考え方	24
(2)	バリアフリー化推進のための連携と情報共有	25
(3)	バリアフリー化への継続的な取組	27
5	バリアフリー化のさらなる拡充に向けた検討	31
(1)	知的障害者や精神障害者等に係るバリアフリー化の促進	32
(2)	外国人に係るバリアフリー化の促進	32
(3)	来訪者を迎えるバリアフリー対応	32
(4)	福祉移送サービスとの連携強化	32
(5)	災害時、緊急時における要配慮者への対応	32
(6)	学校のバリアフリー化	33
(7)	新しい生活様式への対応	33
(参考)	用語の説明	34
(資料編)		37

1 市における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針

1 市における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針

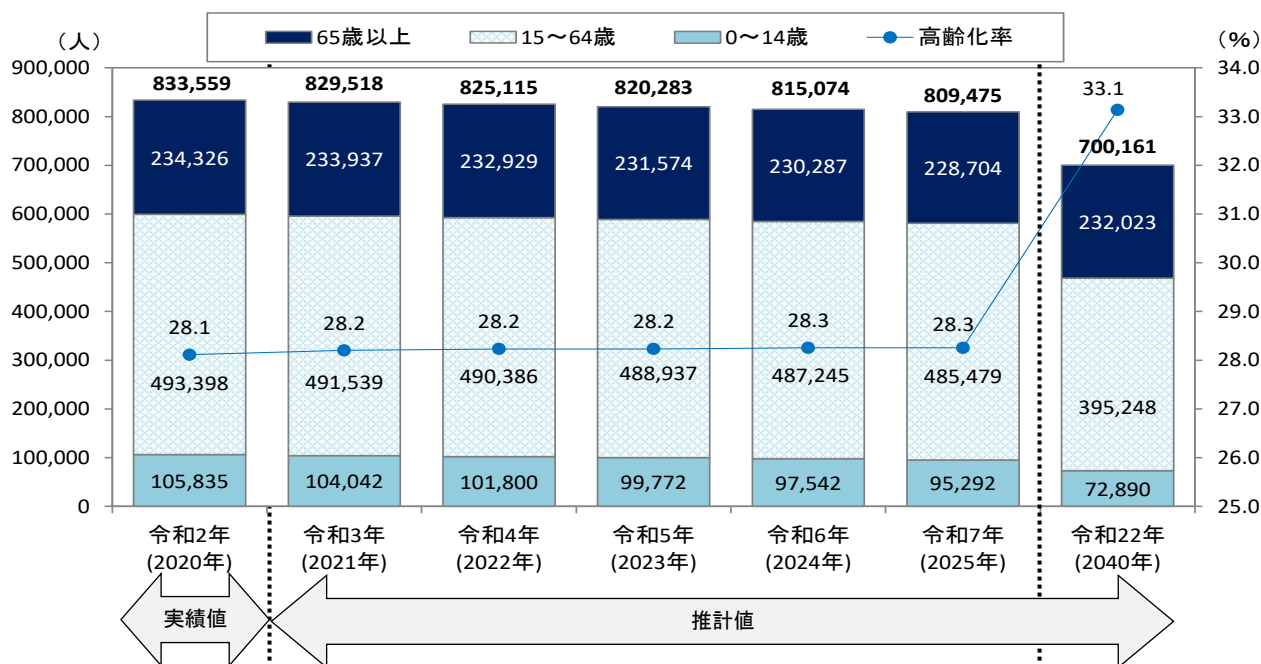
(1) 移動等円滑化促進方針作成の背景

【高齢化の進展】

本市の人口は 833,559 人であり、その内 65 歳以上の高齢者が占める割合（高齢化率）は 28.1%となっています。（令和 2（2020）年 3 月末現在）

また、本市の将来人口について、総人口は減少していくと見込まれます。年齢区分で見ると、0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口は減少が見込まれます。65 歳以上の高齢者人口は令和 7（2025）年まで減少が見込まれますが、その後増加に転じて令和 22（2040）年には 232,023 人と予測されます。高齢化率は概ね横ばいで推移し、令和 7（2025）年には 28.3%と見込まれますが、その後、徐々に上昇して令和 22（2040）年には 33.1%と見込まれます。

■年齢 3 区分人口の将来推計



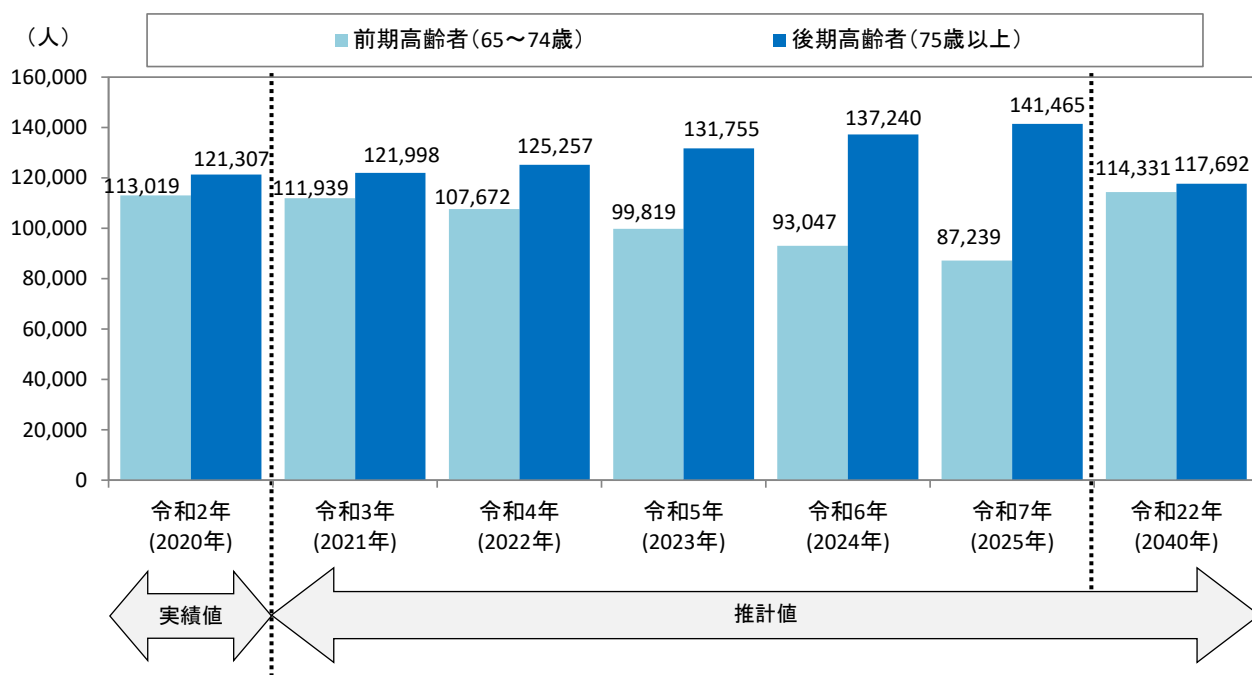
資料：住民基本台帳（各年 3 月末現在）

※令和 3（2021）年以降は、住民基本台帳人口データ（平成 28（2016）年～令和 2（2020）年の実人口）を基に各年 3 月末の値を独自推計

さらに、本市の前期高齢者（65～74歳）数が年々減少する一方で、後期高齢者（75歳以上高齢者）数は年々増加し、令和7（2025）年には、前期高齢者数 87,239 人、後期高齢者数 141,465 人と見込まれます。その後、前期高齢者数は令和9（2027）年度まで減少が見込まれますが、その後増加に転じ、一方で後期高齢者数は令和8（2026）年度まで増加が見込まれますが、その後減少に転じ、令和22（2040）年には、前期高齢者数 114,331 人、後期高齢者数 117,692 人と見込まれます。

これらのことから、これまで以上に移動しやすく、社会参加に適した生活環境の整備が必要となっています。

■前期・後期高齢者人口の将来推計



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

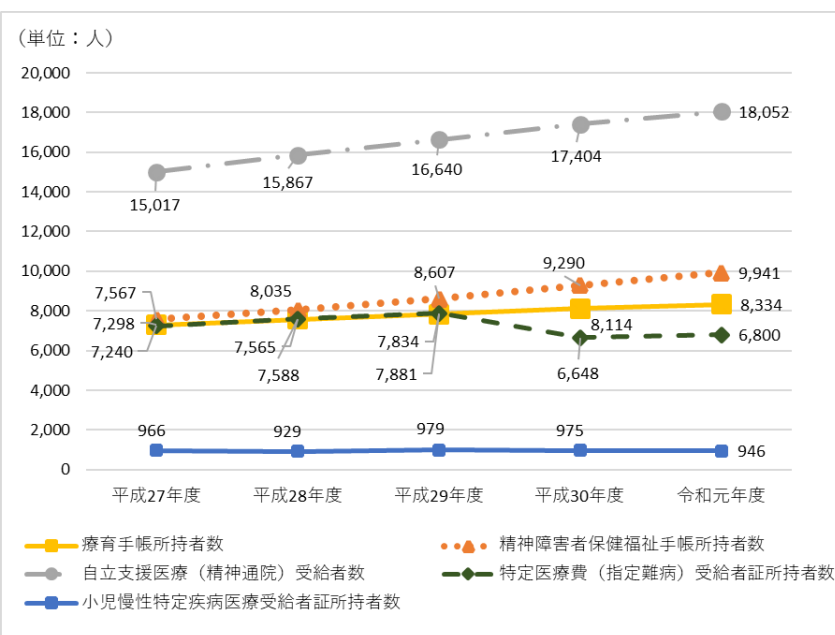
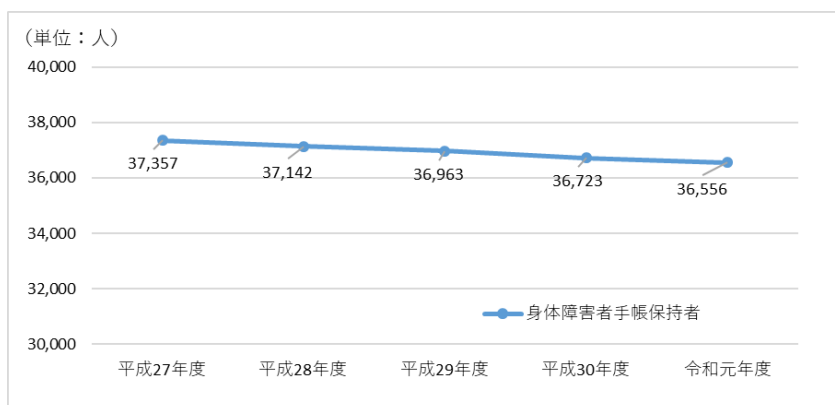
※令和3（2021）年以降は、住民基本台帳人口データ（平成28（2016）年～令和2（2020）年の実人口）を基に各年3月末の値を独自推計

【障害者の状況】

障害者手帳所持者数等の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は人数、対人口比とも減少傾向にあるものの、療育手帳所持者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神通院）受給者数は増加しています。

また、障害福祉サービス等の利用実績をみると、利用者数が多いサービスは、移動支援事業や居宅介護、就労継続支援（B型）、生活介護の順と

なっていますが、中でも移動支援事業は利用時間が533,102時間（令和元（2019）年度）で非常に多く、外出機会の確保のニーズが増加しているといえます。

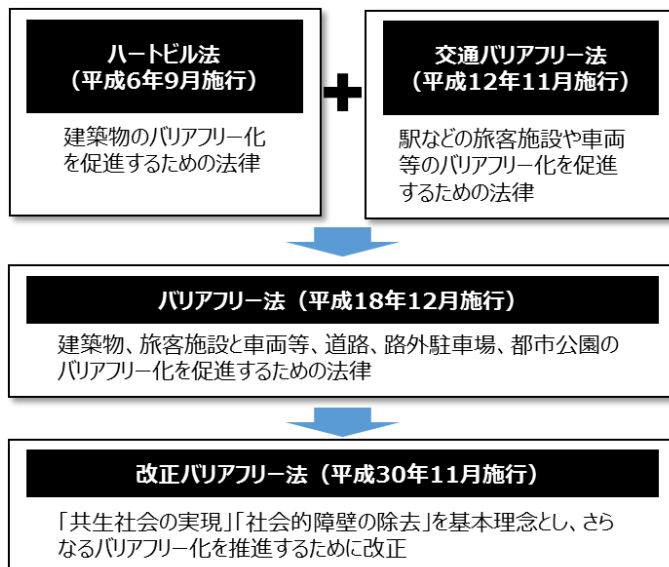


出典：第6期堺市障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画

【法改正】

平成18（2006）年12月、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号。以下「ハートビル法」という。）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号。以下「交通バリアフリー法」という。）が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下

「バリアフリー法」という。)が施行されました。これにより、従来の交通バリアフリー法が対象としていた公共交通機関の旅客施設や車両、駅前広場、道路、通路及びハートビル法が対象としていた建築物に加えて、福祉タクシーや路外駐車場、都市公園についてもバリアフリー化の対象とされ、より一体的なバリアフリー化の促進が図られることとなりました。



さらに平成 30 (2018) 年 11 月にバリアフリー法が一部改正 (以下「改正バリアフリー法」という。) され、法に基づく措置が「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行わなければならないことが明記されました。また、この改正では、「面的・一体的なバリアフリー化」を一層進めることを目的として市町村のバリアフリー化に関する基本的な考え方を示す移動等円滑化促進方針の策定に努めることとする旨の制度が定められました。

【国がめざす方向性】

福祉分野や青少年健全育成分野、バリアフリー・ユニバーサルデザイン分野、交通安全分野、定住外国人施策等に関して、国は次のような基本的な考え方・方向性を示しており、その実現に向けた取組を推進しています。

国民一人一人が豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現することが必要です。

出典：内閣府ホームページ (<https://www8.cao.go.jp/souki/index.html>)

(2) 本市における移動等円滑化促進方針策定の趣旨

本市においては、昭和 57（1982）年に「堺市福祉まちづくり環境整備要綱」を制定して、建築物や公共輸送機関、道路、公園等について、すべての市民が安全かつ容易に利用できる構造及び設備となるように、建築主や関係者の協力を得てバリアフリー化に取り組んできました。また、平成 13（2001）年度から 15（2003）年度にかけて市内 17 駅 14 地区に係る「堺市交通バリアフリー基本構想」を策定し、さらに平成 27（2015）年度に JR 津久野駅周辺地区及び泉北高速鉄道梅・美木多駅周辺地区を重点整備地区とする「堺市バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー化への取組を積極的に進めてきました。

特定の地区に関するバリアフリー化への取組については、今後も上記の重点整備地区を対象として評価・見直しを行いながら推進することとし、本方針については、全市域を対象とした、今後求められるバリアフリー化の取組を推進するための指針を定めるものとする。

※ 改正バリアフリー法第 24 条の 2（移動等円滑化促進方針）

市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、（新設）当該市町村の区域内的の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を作成するよう努めるものとする。

2～5（略）

6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7～10（略）

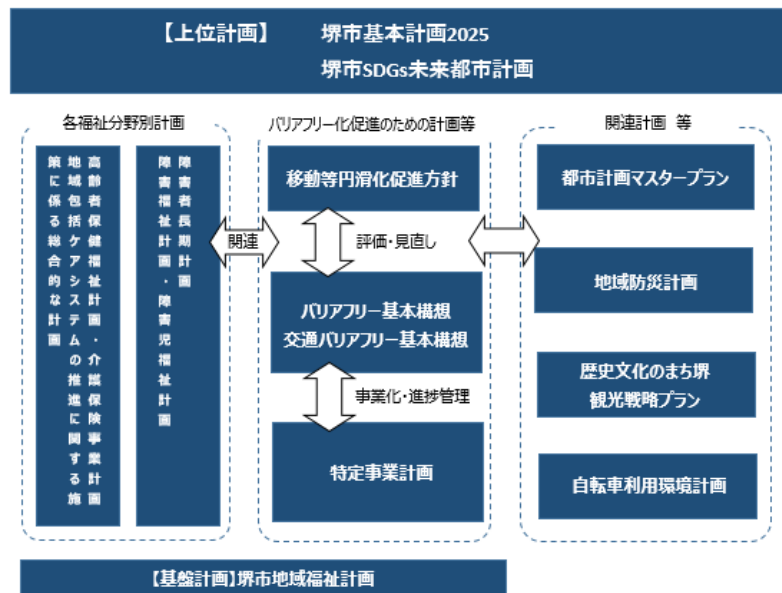
(3) 移動等円滑化促進方針の位置づけ、基本方針

【位置づけ】

バリアフリー法及び同法に基づく国の基本方針改正により、さらなるバリアフリー化に向けた地域における取組強化が市町村に求められており、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、考え方を示すものです。

【各計画との関係・SDGsの達成】

本方針は、堺市基本計画 2025 や堺市 SDGs 未来都市計画を上位計画と位置づけ、バリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく都市整備を進めるものと示している堺市都市計画マスタープラン、障害者長期計画などの関連計画との調和を図りながら取組を進めます。



また、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて採択された SDGs のうち、特にゴール 11【包括的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する】に貢献するものであることから、これらの目標の視点も踏まえたうえで、取組を推進していきます。



さらに、バリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく取組を進める中で、最も世界的に根付いているものとして、国際パラリンピック委員会（IPC：International Paralympic Committee）が作成しているアクセシビリティガイド（Accessibility Guide-An Inclusive Approach to the Olympic & Paralympic Games-）があります。この中には、パラリンピックを運営する際の基本的な考え方～アクセシビリティとインクルージョンに向けた取組～が書かれており、これは、誰も排除されることがなく、その対象、ここではパラリンピック大会へ参加できる状態ということになりますが、それに近づき、実現し得るように運営していくべきとするものであり、個人を尊重し、その名誉を守る「尊厳」が大事なコンセプトのひとつとなっています。

また、障害者の人権を考える中で、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」があり、障害者差別解消法で合理的配慮が求められることにつながっています。

世界的な潮流を踏まえること、人権を大切にすることは、本市にとってより重要であるため、本方針を展開するにあたっては、上記の考え方を視野に入れて取り組んでいきます。

【基本方針】

本市では、バリアフリー基本構想において「堺市バリアフリー化基本理念」を定めてバリアフリー化に取り組んできました。これまでの基本理念は、高齢者や障害者を含めたすべての人々を対象とした「移動しやすさ」を念頭に置いたものとなっており、現在では移動した後の「社会参加のしやすさ」が求められていることから、本方針における基本理念は次のとおりとします。本方針を策定し、関連施策との連携により、「共生社会の実現」をめざします。

○ 堺市バリアフリー化基本理念

「みんなが生活しやすく安全・快適で活力のある堺へ」

(目的) ○高齢者・障害者などの自立と社会参加に向けた都市環境整備の推進
○より質の高い都市基盤の提供

(視点) ○みんなが生活しやすく安全・快適で活力のある都市をめざして、総合的・一体的な都市基盤整備及び心のバリアフリーを推進するために、市域のバリアフリー化を下記の視点に基づき促進します。

また、市域のバリアフリー化を進めるために、バリアフリー基本構想において重点整備地区を定めてバリアフリー化を促進します。さらに、それ以外の地区についても順次促進します。

- 1 みんなが使いやすいユニバーサルデザインの考え方をベースとした、堺市民のみならず来訪者も快適に移動・利用できる空間整備
- 2 高齢者・障害者などの自立を支援し、活気のある日常・社会生活を過ごせるための多様な移動手段の確保（既存の公共交通機関の活用等）
- 3 市民、当事者参加型によるバリアフリー化の取組
- 4 市民それぞれがバリアフリー化について理解を深め、互いに尊重して過ごせる都市を実現するため、「心のバリアフリー」の推進
- 5 バリアフリーに関する情報提供の促進

※「みんな」とは、高齢者・障害者のみならず、妊婦・乳幼児・子育て中の親などすべての人のことを対象とします。

(4) 移動等円滑化促進方針の期間・見直し

改正バリアフリー法第 24 条の 3 (※) において、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとされているので、本方針の期間を特に定めず、法改正や上位関連計画の変更、堺市の課題の変化等をふまえ、必要に応じて見直すこととします。

※ 改正バリアフリー法第 24 条の 3 (移動等円滑化促進方針の評価等)

市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

2 堺市バリアフリー基本構想（堺市交通バリアフリー基本構想を含む。）の評価・見直し

2 堺市バリアフリー基本構想（堺市交通バリアフリー基本構想を含む。）の評価・見直し

(1) 現状について

堺市バリアフリー基本構想については、整備内容や進捗状況を検討するためにバリアフリー法第 26 条（※）に基づく法定協議会として「堺市バリアフリー化検討委員会」を平成 13（2001）年に設置し、策定後も継続して各重点整備地区におけるバリアフリー化に関する進捗管理を実施してきました。当委員会においては、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の PDCA サイクルに基づき、段階的かつ継続的なバリアフリー化を推進しています。

一方、交通バリアフリー基本構想については、平成 22（2010）年度に整備目標時期を迎えた後、生活関連施設を含む面的・一体的な整備に対応した見直しを進めていくことがバリアフリー法によって求められています。本市では、交通バリアフリー基本構想を検討する際から面的整備について意識的に取り組んできました。今後は、本方針に基づいて、改めて生活関連施設や経路の見直しを行います。

※ 改正バリアフリー法第 26 条（協議会）

基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（中略）を組織することができる。

※ ハートビル法と交通バリアフリー法をバリアフリー法に一体化する際に盛り込まれた主な事項について

(1) **対象者の拡大** 従来は身体障害者だけであったが、バリアフリー法では「障害者」と規定され、身体障害者だけでなく、知的障害者、精神障害者等すべての障害者が対象となった。

(2) **対象物の拡大** 従来は建物や公共交通機関だけであったが、バリアフリー法で

は、それらに加え、道路や屋外駐車場、都市公園と日常生活で利用する施設を広くとらえ、生活空間全体におけるバリアフリー化を進めることとしている。

(3) **重点整備地区要件の拡大** 従来は大きな鉄道駅などがある地域のみを移動等の円滑化を図る重点整備地区とし、基本構想を作成することができるとしていた。バリアフリー法では、それに加え、建築物、屋外駐車場、都市公園、そしてこれらをつなぐ経路なども、基本構想や特定事業の対象とされた。

(4) **当事者の参画** 利用者の視点を反映させるべく、①基本構想作成時の協議会制度の法定化、②利用者や地域住民からの基本構想提案制度の創設、が新たに規定された。

(5) **ソフト施策の充実** 国の責務のもと、バリアフリー化の推進にあたって、当事者参加のもと、施策を検証し、新たな施策や措置を通じて段階的・継続的な発展を図っていくという「スパイラルアップ」という手法がとりいれられた。また、バリアフリー化に関して国民の理解と協力を求める「心のバリアフリー」が規定された。

なお、これまでに各基本構想を策定し、重点整備地区のバリアフリー化に取り組んできた実例としては、次のようなものがあります。

○鉄道駅舎のバリアフリー化

鉄道駅ホームにおいて、堺市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金を活用して内方線付き点状ブロックの敷設を行いました。（写真は JR 津久野駅）



○道路のバリアフリー化

各基本構想における生活関連道路については、道路特定事業計画を策定し、舗装面の改善や横断勾配の改善、誘導・警告ブロックの敷設等、バリアフリー化に向けた整備を行ってきました。（写真は JR 津久野駅前）



（整備前）



（整備後）

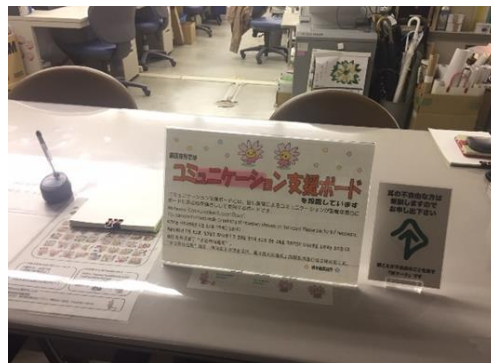
○多目的トイレへの改良

各生活関連施設において、より多くの方の利用しやすさのため、多機能トイレの改良を行いました。（写真は泉北高速鉄道母・美木多駅）



○コミュニケーションボードの設置

重点整備地区内の生活関連施設において、堺市障害福祉部が作成したコミュニケーションボードを設置しています。（写真は南区役所）



(2) 評価・見直しを行う中での当事者参加の重要性

堺市交通バリアフリー基本構想及び堺市バリアフリー基本構想ともに、これまでのバリアフリー化の取組に関する評価・見直しにあたっては、日常において利用している高齢者や障害者等の視点が欠かせないことから、各当事者の協力を得て推進していくこととします。

○当事者参加の機会確保の実例

榑・美木多駅前広場（北側）にエレベーターの設置を検討する際、設計段階において障害を有する方の意見等をお聞きする機会を設けました。（平成31（2019）年3月25日実施）



(3) 評価・見直しの視点

各基本構想の見直しに際し、次の視点を踏まえて行うものとします。

【面的・一体的なバリアフリー化の促進】

交通バリアフリー法では、基本構想において、生活関連施設のバリアフリー化について規定はなく、そこに至る経路についても、鉄道駅等との経路のみとなっている。

このため、交通バリアフリー法に基づき作成された基本構想にあっては、バリアフリ

一法に基づき見直しを行い、鉄道駅等だけでなく多くの高齢者・障害者等が利用する施設を生活関連施設と位置づけ、その経路も含め、面的・一体的なバリアフリー化を図ることが必要となる。

また、子どもや子ども連れ、外国人への対応の視点での検証を行い、既存の建築物や鉄道駅、公園等において、ベビーベッドや授乳室の設置、案内サインのピクトサインの活用や多言語化等について、基本構想への位置づけを検討することが求められる。

【利用者の特性に応じた分かりやすいバリアフリー情報の提供】

高齢者、障害者等すべての人が安心して移動できるよう、基本構想に基づき生活関連施設やその経路のバリアフリーの整備を行うだけでなく、すでにバリアフリー化されている施設や経路も含め、音声案内や ICT の活用など、利用者の特性に応じた分かりやすい情報提供により、利用可能な施設等を自ら選択し利用できるようにすることが重要である。

(一部引用：「大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針」平成 31 (2019) 年 3 月)

(4) 評価・見直しの方法

改正バリアフリー法第 25 条の 2 (※) に基づく各基本構想の評価を実施することとし、堺市バリアフリー化検討委員会にて行うものとします。

実施方法としては、各基本構想策定当時において設定した整備項目について、バリアフリー化の進捗状況を改めて確認し、当該基本構想の「評価」を行います。その上で、現在設定している重点整備地区を踏まえて、当該地区内の生活関連施設及び生活関連経路を見直し、現時点で求められるバリアフリー化に照らした取組について把握します。この時、必要に応じて、実地確認等を行います。ここで把握された情報を基に、各基本構想の見直しを行います。

※ 改正バリアフリー法第 25 条の 2（基本構想の評価等）

市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

(5) 評価・見直し等に取り組む地区

市が策定する関連計画や各バリアフリー基本構想策定後の事業の状況と街並みの変化をふまえ、取組を進めていきます。次に、堺市バリアフリー基本構想の重点整備地区を検討する際に、当該構想策定時に検討した地区についても基本構想を策定するか否かを再検討します。さらに、令和元（2019）年に国土交通省が面的な道路のバリアフリー化を推進するために、特定道路の新たな指定を行った状況を踏まえ、本市において新たに指定された特定道路を含む地区であって、これまでの交通バリアフリー基本構想等に位置付けのない地区についても基本構想の策定を検討します。

<堺市交通バリアフリー基本構想>

策定年度	地区
平成 13 年度 (2001 年度)	①堺駅・堺東駅を含む都心地区
	②南海高野線北野田駅周辺地区
	③JR堺市駅周辺地区
	④地下鉄新金岡駅周辺地区
	⑤泉北高速鉄道深井駅周辺地区
平成 14 年度 (2002 年度)	⑥JR三国ヶ丘駅・南海高野線三国ヶ丘駅周辺地区
	⑦JR上野芝駅周辺地区
	⑧南海高野線白鷺駅周辺地区
	⑨泉北高速鉄道泉ヶ丘駅周辺地区
	⑩泉北高速鉄道光明池駅周辺地区
平成 15 年度 (2003 年度)	⑪JR鳳駅周辺地区
	⑫南海高野線中百舌鳥駅・地下鉄なかもず駅周辺地区
	⑬南海高野線初芝駅周辺地区
	⑭地下鉄北花田駅周辺地区

<堺市バリアフリー基本構想>

策定年度	地区
平成 27 年度 (2015 年度)	①泉北高速鉄道榑・美木多駅周辺地区
	②JR津久野駅周辺地区

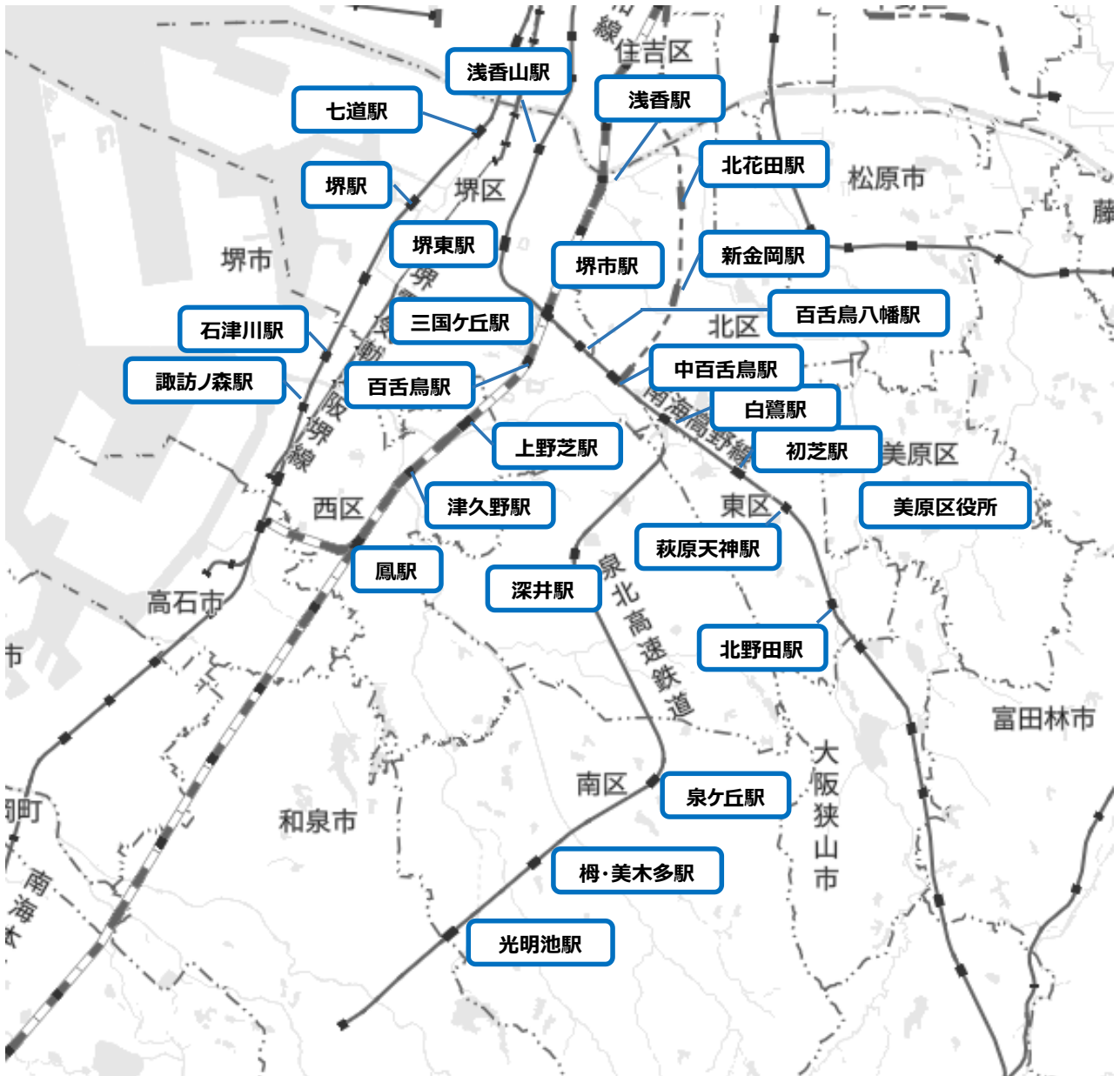
<堺市バリアフリー基本構想策定の際に検討した地区>

地区
①JR浅香駅周辺地区
②南海高野線百舌鳥八幡駅周辺地区
③JR百舌鳥駅周辺地区
④美原区役所周辺地区

<新たに指定された特定道路を含む地区>

地区
①南海高野線浅香山駅周辺地区
②南海高野線萩原天神駅周辺地区
③南海本線七道駅周辺地区
④南海本線石津川駅周辺地区
⑤南海本線諏訪ノ森駅周辺地区
⑥JR百舌鳥駅周辺地区(再掲)

【参考】 評価・見直し等に取り組む地区について



3 当事者参加の仕組み

3 当事者参加の仕組み

(1) 機会の確保

施設を利用される高齢者や障害者等から「バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の整備基準に適合しているとされた施設においても、実際に利用してみると不便な設備や誤った管理運営手法により円滑な利用ができない場合もある」という意見を聞くことがあります。これは、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例などの整備基準を満たしていれば十分ということではないことを意味しています。

施設はその用途に応じて様々な利用者が安全かつ快適に利用できることが期待されているため、その整備や管理運営においては、利用者の視点に立ったきめ細やかな配慮を心がけることが重要となります。

このような考え方のもと、必要な施設について、計画検討等の適切な段階から高齢者や障害者等が参加する意見交換会や実地確認等を通じて、当事者としての意見を表明する機会が確保される仕組みの構築に取り組んでいきます。また、各施設設置管理者が主体的に機会の確保に努めるよう求めています。

(2) フィードバック

上記(1) 機会の確保の考え方に則って得た当事者からの意見については、公共施設においては堺市バリアフリー化庁内推進検討会(幹事会)の意見を集約したうえで、また、それ以外の整備については施設設置管理者から直接、その後の状況について堺市バリアフリー化検討委員会にて報告を行います。

4 バリアフリー化の推進に向けた取組

4 バリアフリー化の推進に向けた取組

(1) バリアフリー化推進の基本となる考え方

【心のバリアフリー】

国が定める移動円滑化の促進に関する基本方針では、施設において円滑な移動及び利用を促進するためには、ハード整備だけでなく、バリアフリー化施設を利用する人による配慮や高齢者、障害者等の移動等に手助けすること等の支援が重要であり、国民の責務であると明記されています。

そのため、本市では、このような認識（心のバリアフリー）を広く知らせるための効果的な手法を検討していきます。また、出前講座等を活用して積極的に理解を深める取組を実施します。

【障害者差別解消法】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供が求められています。

合理的配慮は、建物等のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報のアクセシビリティの向上等の環境整備等の取組が重要であり、ハード面のみならず、ソフト面の対応も着実に進める必要があります。このような法の理念に基づき、本市では、各基本構想によるハード整備のほか、個々の場面における社会的障壁に対する取組の一つとして、職員が適切に対応できるよう職員対応要領などの活用を含めた市職員への研修の取組を引き続き行うなど、全市をあげて進めていきます。

【セーフティさかい】

本市では、女性や子どもをはじめ、すべての人にとって安全・安心な都市をめざす「セーフティさかい」の取組を進めており、その実現のためにバリアフリー化の視点からも取組を進めています。

(2) バリアフリー化推進のための連携と情報共有

【市民と行政、施設設置管理者との連携】

バリアフリー化の実現には、市民及び行政、施設設置管理者等が連携を図りながらバリアフリー化を進めていくことが重要となります。重点整備地区のみにとどまらず、市内の道路や建築物等の整備にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検・評価及びその後の事業への反映等の仕組みを確立することが求められます。

このため、各々の役割をふまえ、相互に協力してバリアフリー化に努めます。

【バリアフリー化施設の適切な維持管理】

新築時にバリアフリー整備された建築物や各基本構想に基づきバリアフリー整備された施設であっても、適切な維持管理がなされなければその効果は十分発揮されません。例えば、車いす使用者が使えるローカウンターなどが整備されていても、利用頻度が少ないため荷物置場となっているケースも見られます。

そのため、バリアフリー化された施設が適切に運営されるよう働きかけを行います。

【庁内における連携の強化】

バリアフリー化に関連する課題は分野横断的な問題が多く、各基本構想及び本指針を策定するにあたって各課の緊密な連携が必要となります。今後とも、バリアフリー化に関する課題共有を図り、庁内連携を強化して取組を進めます。

【バリアフリー化の進捗状況の情報提供】

施設のバリアフリー化が進んでも、その状況が広く周知されなければ利用は促進されません。スパイラルアップのプロセスにおいて堺市バリアフリー化検討委員会が進捗状況を把握し、広報紙やホームページ等を通じてその情報提供を行います。

また、施設設置管理者等においても、バリアフリー化整備が完了した箇所について利

用が促進されるよう、施設内での積極的な案内に努めます。

【バリアフリーマップによる情報提供】

改正バリアフリー法（※）においても重要視されていることから、各地域のバリアフリー化の進捗状況に合わせ、今後市民や来訪者がより円滑、快適に移動等ができるように、バリアフリーマップの作成に向けて検討を進めます。

なお、その際必要に応じて施設設置管理者に対して、バリアフリー設備の有無等の情報提供を求めます。

※ 改正バリアフリー法第 24 条の 7（市町村による情報の収集、整理及び提供）

第 24 条の 2 第 4 項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

※ 改正バリアフリー法第 24 条の 8（施設設置管理者による市町村に対する情報の提供）

公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

第 2 項 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

(3) バリアフリー化への継続的な取組

【道路のバリアフリー化の推進】

高齢者や障害者をはじめ、すべての歩行者が安全で快適に通行できるよう、道路のバリアフリー化等による安全・安心な歩行空間の確保に努めます。特に重点整備地区内の生活関連経路は、歩道の波打ち解消、段差・勾配の改修、視覚障害者誘導用ブロックの設置などにより、連続したバリアフリー経路の整備を行います。

【公園のバリアフリー化の推進】

子どもや高齢者、障害者等をはじめ、すべての公園利用者が憩いや安らぎを感じながら円滑に公園を利用できるよう、主要な出入口や園路のバリアフリー化、施設やバリアフリー化された移動経路等のわかりやすい案内表示、トイレの改修等、ユニバーサルデザインに配慮した公園整備を進めます。

【放置自転車対策】

鉄道駅利用者、買物客、自転車通勤者などによる放置自転車や原動機付自転車（以下「放置自転車等」という。）は、視覚障害者や車いす使用者をはじめ多くの通行者の妨げとなります。

既に本市では、各鉄道駅周辺において自転車等放置禁止区域を定め、自転車等駐車場の整備と放置自転車等の撤去活動を推進し一定の効果を得ていますが、一部では放置自転車が日常的に発生しているところもあり、今後ともこれらの取組を継続していきます。また、行政、施設設置管理者が協働し、放置自転車等の防止に取り組みます。

【自転車の安全利用の推進】

聴覚障害者や視覚障害者は自転車の接近に気づきにくかったり、気づけなかったりすることが多く接触事故の危険が高くなります。多くの人が行き交う交差点や商店街、駅

周辺の歩道などでは、特に音の種類や視界に入る情報が増えるため、その危険性が高まります。

既に本市では、商店街において商店街組合による自転車の放置禁止や押し歩き等のマナーアップキャンペーンなどの啓発活動が行われています。また、歩行者と自転車が錯綜する歩道等において、警察と協働して、自転車の街頭指導等を実施しています。

主要駅前や大型商業施設等での街頭キャンペーン、各種講習会及び出前講座の実施並びに広報紙及びポスター掲示などによる広報啓発活動などを積極的に展開することにより、自転車利用者のルール遵守、マナー向上を図っていきます。

【鉄道駅の駅員無配置化（無人駅）への対応】

駅員無配置化（無人駅）や窓口が閉鎖されている時間帯がある鉄道駅では、高齢者、障害者等の円滑な乗降や女性・子どものトラブル発生時への対応の遅れへの懸念が指摘されています。すべての人々が安心して駅を利用できるよう、鉄道事業者へ継続して駅員の常時配置を要望していきます。

【ホームドア等導入の促進】

鉄道駅に設置するホームドアや可動式ホーム柵は、ホームからの転落防止に有効であることから、各鉄道事業者の導入状況や各駅の構造、利用状況、列車の運行状況等をふまえて、設置に向けた働きかけを継続して行っていきます。

【カラーバリアフリー化に向けた取組】

特定の色の識別などが困難である色覚異常のある人は、日本人男性の20人に1人、女性の450～500人に1人が該当するとされています。大阪府では、平成23(2011)年9月に「色覚障害のある人に配慮した色使いのガイドライン」を作成しており、色覚障害のある人を含め、より多くの人にとって、見やすくわかりやすい情報を提供するために配慮すべき事項を掲載しています。

本市では、これまでホームページ作成時の色の組合せの考慮や市民税・府民税納税通知書のユニバーサルデザイン化による色彩の工夫など、見やすくわかりやすい情報提供に努めてきました。今後も、ホームページや広報、案内サイン等について、カラーバリアフリー化を全庁的な取組として進めていきます。

【バリアフリー化の推進に向けた積極的な PR 活動の実施】

バリアフリーへの認識を高めるためには、より積極的な PR の推進が望まれます。

本市では既に、堺市生涯学習まちづくり出前講座を実施しており、「みんなのユニバーサルデザインについて」、「公共交通の現状や取組みについて」の講座メニューにおいてバリアフリー化に関する情報提供や啓発を進めており、今後も更なる情報提供等に努めていきます。また、障害者自身によるバリアフリー化の講演会や車いす体験等の障害がある状態を疑似体験するキャップハンディ事業が積極的に活用されるよう PR の強化に努めます。

5 バリアフリー化のさらなる拡充に向けた検討

5 バリアフリー化のさらなる拡充に向けた検討

(1) 知的障害者や精神障害者等に係るバリアフリー化の促進

これまでは、主な対象者を身体障害者とし、ハード面のバリアフリー化を進めてきましたが、知的障害者や精神障害者、発達障害者に対するバリアフリー化の取組をさらに進めていく必要があります、よりわかりやすいサイン整備や接遇のあり方、心のバリアフリーの取組について検討を進める必要があります。

(2) 外国人に係るバリアフリー化の促進

外国人の観光客や就労者の増加が予想され、現在、案内サインへの表記や窓口対応など主要国の言語対応は進められているが、自立した行動を行うには情報提供が不十分であり、外国人に対するより円滑なバリアフリー対応について検討を進める必要があります。

(3) 来訪者を迎えるバリアフリー対応

本市では、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録が実現したことにより、本市の来訪者数は大幅に増加すると見込まれることから、古墳群や周辺施設などのバリアフリー対応について検討を進めていきます。

(4) 福祉移送サービスとの連携強化

公共交通機関による外出が困難な高齢者、障害者等の移動支援に向け、タクシーや福祉移送サービスとの連携について検討を進める必要があります。

(5) 災害時、緊急時における要配慮者への対応

災害時、緊急時の垂直移動設備が使えない場合の避難など、人的対応によって要配慮者を支援する必要があります。そのため、災害時等における要配慮者への具体的な支援方法の検討を進め、市が作成する「安心の第一歩」や「心のバリアフリーパンフレット」

においても、災害時、緊急時に身近な支援者による手助けが必要であることを知らせていきます。

(6) 学校のバリアフリー化

令和 2（2020）年に改正バリアフリー法の再度の改正がなされ、これまで床面積 2,000 平方メートル以上の病院、店舗、図書館、特別支援学校などの施設が対象となっていた移動等円滑化基準について、公立小中学校が新築や増改築する際には、適合させなければならないものとなりました。これまで、学校施設については「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化に努めてきました。学校は、投票所や災害時の避難所として多くの住民が利用されることもあるため、今後も引き続きバリアフリー化に取り組めます。

(7) 新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、特に障害者にとっては接触を避ける、飛沫を防ぐといった新しい生活様式への対応を求められることにより、日常生活に困難が生じている可能性があります（例えば、接触を忌避することによりガイドヘルパーの依頼が難しい、マスクでは口元の動きが見えない等）。新しい生活様式に対応しながら、対応することにより生じる不便さをどのように解消していくのか、検討を進めていく必要があります。

(参考) 用語の説明

○アクセシビリティ

アクセスのしやすさのこと。ここでは特に、交通面においては軌道により分断された南北の地域間移動のしやすさのことであり、情報面においては高齢者や障害者なども情報を取得しやすい環境のこと。

○移動等円滑化基準

バリアフリー法に基づき、移動及び施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して定めたもので、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化誘導基準」、「路外駐車場移動等円滑化基準」などがある。

○ガイドライン

バリアフリー法の移動等円滑化基準に基づいてバリアフリー化の考え方や具体的な整備方法等が示されたもので、下記のようなガイドラインが定められている。

- 1 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
【国土交通省 令和 2（2020）年 3 月】
- 2 公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン
【国土交通省 令和 2（2020）年 3 月】
- 3 道路の移動等円滑化整備ガイドライン【編集・発行：（財）国土技術研究センター】
- 4 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
【国土交通省 平成 24（2012）年 3 月】

○サイン

サインにはしるし、符号、表示、掲示、標識の意味があります。サインを適切に配置することにより、人は自分の位置を確認できたり、施設や設備の位置を把握することができたりすることで、円滑な移動や施設の利用が可能になる。

特に、伝えたいイメージが一見して理解できるよう、絵文字等により表現したサインのことをピクトグラムといい、交通エコロジー・モビリティ財団により 160 種類の標準案内用図記号が公表されている（令和 2（2020）年 11 月現在）。

○視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者が杖や足の裏の触覚でその存在や大まかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれる。注意喚起のための点状ブロックと、行く先を誘導するための線状ブロックがある。

○施設設置管理者

施設設置管理者とは公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等の施設のバリアフリー化を行う事業者のことをいう。

○重点整備地区

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であるほか、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要とされ、かつ移動等円滑化のための事業を重点的、一体的に実施することが有効な地区をいい、おおむね400ヘクタール未満の区域とする必要がある。

○スパイラルアップ

バリアフリー化を図るうえで、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに生かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展のこと。

○生活関連施設、生活関連経路

生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設であり、生活関連経路とは、生活関連施設の間を結び、道路、駅前広場や建物内及び敷地にある通路などのこと。

○特定事業計画

施設設置管理者等が、バリアフリー基本構想に即して実施する事業について具体的な事業内容やスケジュール等を定める事業計画。バリアフリー新法においてバリアフリー基本構想策定後に各施設設置管理者が定めることが規定されている。

○特定旅客施設

おもに1日の利用者数が3,000人以上の旅客施設をいう。本市ではすべての駅がこれに該当する。なお、特定旅客施設も生活関連施設に含めることができる。

○特定建築物、特別特定建築物

特定建築物は、多数の者が利用する建築物で法令に定められたものをいい、学校、病院又は診療所、集会場などがある。特別特定建築物は、特定建築物のうち不特定多数の者が利用するもの及び主として高齢者、障害者等が利用するもので、盲学校・聾学校又は養護学校、病院又は診療所、集会場などがある。

○都市公園

都市公園法で定められた公園や緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものが該当する。

○ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支えあいながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方。

○ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいことを初めから考慮して都市整備や製品製造等に取り組む考え方。

○新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、令和2（2020）年2月1日から感染症法により指定された指定感染症であり、世界保健機関においては「COVID-19」と名付けられている。令和元年12月以降、短期間で全世界に広がり、多数の死者を出すなど甚大な被害をもたらしている。

○新しい生活様式

新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

(資料編)

1 堺市における移動等円滑化促進方針の策定方法

移動等円滑化促進方針を策定するにあたっては、堺市のバリアフリー化に関係する機関・団体の代表者等による「堺市バリアフリー化検討委員会」を改正バリアフリー法第 24 条の 4 に基づく協議会として位置づけ、意見交換を行い、検討をすすめました。

また、移動等円滑化促進方針の中間まとめ案に対するパブリックコメントを実施し、市民の意見を広く反映しています。

さらに、「バリアフリー化庁内推進検討会」、「バリアフリー化庁内推進検討会幹事会」でも検討を行い、多様な立場からの意見を反映するとともに、計画の推進における連携・協働に向けた協議を行っています。

なお、令和 2 年以降における各会議の開催については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、対面方式での会議とはせず、書面での審議や少人数でのヒアリングに代えて実施してきました。

○ 検討経過

令和元年 10 月 2 日	堺市バリアフリー化庁内推進検討会幹事会
令和元年 10 月 10 日	堺市バリアフリー化庁内推進検討会
令和元年 10 月 16 日	堺市バリアフリー化検討委員会
令和 2 年 2 月 10 日	堺市バリアフリー化庁内推進検討会・幹事会
令和 2 年 3 月 26 日	堺市バリアフリー化検討委員会（書面審議）
令和 2 年 7 月 21 日	堺市バリアフリー化庁内推進検討会・幹事会（書面審議）
令和 2 年 8 月 12 日	堺市バリアフリー化検討委員会（書面審議）
令和 2 年 8 月～9 月	堺市バリアフリー化検討委員会委員への個別ヒアリング
令和 2 年 10 月 29 日	堺市バリアフリー化庁内推進検討会・幹事会（書面審議）
令和 3 年 2 月 8 日	堺市バリアフリー化庁内推進検討会・幹事会（書面審議）
令和 3 年 2 月 8 日	堺市バリアフリー化検討委員会（書面審議）

※ 改正バリアフリー法第 24 条の 4（協議会）

移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2～6（略）

2 堺市移動等円滑化促進方針策定の体制

堺市バリアフリー化検討委員会

鉄道駅の周辺地区などバリアフリー化を重点的・一体的に進める地区の
基本構想及び移動等円滑化促進方針の策定・評価

構成員：学識経験者

市民（自治連合協議会、女性団体、商業関連団体、高齢者団体、障害者団体、各代表）

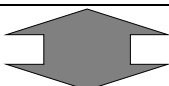
公共交通事業者（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、南海バス株式会社、近鉄バス株式会社）

道路管理者（国土交通省近畿地方整備局、堺市）

公安委員会（大阪府警）

その他（国土交通省近畿運輸局、堺市）

提案



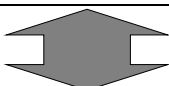
意見

堺市バリアフリー化庁内推進検討会

移動等円滑化促進方針・基本構想案の策定及び関連事業の実施・進捗管理・評価等

構成員：健康福祉局長、政策企画部長、危機管理室長、財政部長、市民生活部長、観光部長、生活福祉部長、長寿社会部長、障害福祉部長、商工労働部長、都市計画部長、都市再生部長、交通部長、都市整備部長、住宅部長、建築部長、開発調整部長、土木部長、ニュータウン地域再生室長、道路部長、公園緑地部長、自転車まちづくり部長

報告



委任

堺市バリアフリー化庁内推進検討会（幹事会）

移動等円滑化促進方針・基本構想案の策定及び関連事業の実施・進捗管理・評価等

構成員：長寿社会部長、政策推進担当課長、防災課長、財政課長、市民人権総務課長、観光推進課長、健康福祉総務課長、長寿支援課長、障害者支援課長、産業政策課長、都市政策課長、都市計画課長、都心まちづくり課長、交通政策課長、公共交通課長、都市整備推進課長、住宅まちづくり課長、建築監理課長、建築安全課長、建設総務課長、土木監理課長、ニュータウン地域再生室次長、路政課長、道路計画課長、道路整備課長、公園監理課長、公園緑地整備課長、自転車企画推進課長

3 堺市バリアフリー化検討委員会委員名簿（令和3年1月1日時点）

	氏名	役職
委員長	三星 昭宏	近畿大学名誉教授 関西福祉科学大学客員教授
副委員長	石塚 裕子	大阪大学大学院人間科学研究科 未来共創センター 未来共生イノベーター博士課程プログラム部門 特任講師
委員	三原 寧大	堺市自治連合協議会 副会長兼書記
委員	岸本 啓司	堺市自治連合協議会 副会長
委員	山口 典子	堺市女性団体協議会 委員長
委員	矢本 憲久	堺市商店連合会 主幹会計
委員	久保 直樹	堺商工会議所 事務局長
委員	西村 弘一	堺市老人クラブ連合会 副会長
委員	玉井 辰子	堺市老人介護者（家族）の会 会長
委員	杉本 由紀	堺身体障害者福祉協会 会長
委員	岩本 治	堺市ろうあ者福祉協会 会長
委員	土屋 昭男	特定非営利活動法人 堺市視覚障害者福祉協会 会長
委員	川口 宏幸	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長
委員	小崎 正勝	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 事業対策官
委員	金高 英樹	大阪府堺警察署 交通課長
委員	今村 明彦	大阪府北堺警察署 交通課長
委員	田中 和浩	大阪府西堺警察署 交通課長
委員	岩崎 正典	大阪府南堺警察署 交通課長
委員	佐原 茂幸	大阪府黒山警察署 交通課長
委員	高見 豊	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 地域共生室 室長
委員	小林 淳	南海電気鉄道株式会社 鉄道営業本部 統括部長
委員	藤川 正行	泉北高速鉄道株式会社 運輸部長
委員	松岡 利弘	大阪市高速電気軌道株式会社 鉄道事業本部計画部 バリアフリー企画課長
委員	松平 康一	南海バス株式会社 常務取締役企画部長
委員	市川 功	近鉄バス株式会社 営業部 乗合営業課長
委員	隅野 巧	健康福祉局長
委員	山崎 久樹	市長公室政策企画部長
委員	影山 誠	危機管理室長
委員	高屋敷 秀樹	文化観光局観光部長
委員	米村 かおる	健康福祉局長寿社会部長
委員	森 浩二	健康福祉局障害福祉部長
委員	田中 伸五	産業振興局商工労働部長

委員	休場 理夫	建築都市局交通部長
委員	杉本 雅昭	建築都市局開発調整部長
委員	西川 哲夫	建設局土木部長
委員	鈴木 敏文	建設局ニュータウン地域再生室長
委員	加勢 英哉	建設局道路部長
委員	豊川 清雄	建設局公園緑地部長

4 駅別乗降者数の推移

(単位：人/日)

駅名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
JR 阪和線						
浅香	4,640	4,638	4,476	4,448	4,444	
堺市	23,890	24,320	24,240	24,114	24,038	
三国ヶ丘	46,016	47,912	48,000	47,894	48,108	※1
百舌鳥	7,956	8,072	7,920	7,808	7,776	
上野芝	17,264	17,530	17,540	17,502	17,518	
津久野	16,994	17,960	17,592	17,282	16,896	
鳳	34,918	36,002	36,732	37,338	37,696	
南海本線						
七道	7,278	8,333	11,418	11,235	11,371	
堺	34,607	36,366	37,812	38,201	38,574	
湊	6,362	6,455	6,574	6,543	6,635	
石津川	13,560	13,805	13,972	14,142	14,331	
諏訪ノ森	7,726	7,802	7,886	8,030	7,808	
浜寺公園	4,217	4,253	4,284	4,327	4,303	
南海高野線						
浅香山	8,363	8,485	8,399	8,453	8,622	
堺東	59,790	59,823	59,773	59,973	59,851	
三国ヶ丘	24,749	25,655	25,189	25,151	25,418	※2
百舌鳥八幡	4,283	4,337	4,418	4,546	4,530	
中百舌鳥	20,147	20,704	20,600	21,033	20,562	※2
白鷺	9,841	10,030	10,133	10,277	10,527	
初芝	17,000	17,057	16,894	16,857	17,107	
萩原天神	7,151	7,253	7,349	7,416	7,522	
北野田	34,556	34,709	34,346	34,348	33,991	
泉北高速鉄道						
中百舌鳥	35,521	34,710	32,495	31,239	28,717	※2

深井	24,724	25,190	25,206	25,378	25,811
泉ヶ丘	42,487	42,218	41,270	40,976	40,810
梅・美木多	21,077	20,775	20,205	19,831	19,488
光明池	31,284	31,322	30,744	30,609	30,452
大阪メトロ御堂筋線					
北花田	25,193	24,790	24,476	24,113	26,066
新金岡	21,101	21,446	20,926	21,253	21,414
なかもず	80,923	79,690	74,398	74,041	75,563

※1

出典：堺市統計書

※1：他線への乗継人員含む

※2：他線への乗継人員含まない

【乗降客数の算出方法】

堺市統計書の乗車人員もしくは乗降人員をもとに下記方法にて算出。

○JR 阪和線

乗降客数＝（「1日平均乗車人員」の総数（定期＋普通））×2【往復分】

○南海本線・南海高野線・泉北高速鉄道

乗降客数＝「1日平均乗降人員」の定期乗車×2【往復分】＋定期外乗車＋定期外降車

○大阪メトロ御堂筋線

乗降客数＝終日の乗降人員の総数（乗車＋降車）

5 路線バスの状況

（単位：千人）

	路線名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
南海バス	堺・大小路線(シャトルバス)	1,111	1,124	1,136	1,188	1,242
	堺市内南回り線	452	472	515	451	455
	堺市内北回り線	376	461	394	437	484
	堺市内中回り線	361	316	299	300	233
	臨港六区線	36	35	47	46	46
	北野田線	571	574	591	711	625
	旧河内長野線	656	699	716	855	743
	松屋線	101	48	46	37	46
	堺東・鳳西町線	272	197	181	194	169
	堺東・鳳線	1,305	1,285	1,267	779	398
	野遠・北野田線	567	574	518	562	500
	金岡線	408	415	408	467	378

	路線名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
南海バス	河内天美線	485	458	425	519	438
	布忍線	665	623	644	786	641
	北野田・多治井線	57	65	66	71	73
	新金岡団地線	2	5	3	3	2
	初芝線	49	50	36	32	31
	中もず・平尾線	453	465	450	444	450
	田園線	639	624	546	576	515
	北野田・鳳線	574	570	683	581	549
	津久野線	917	1,014	912	1,047	910
	泉北泉ヶ丘地区線	4,145	4,132	3,974	3,902	3,696
	泉北梅地区線	1,561	1,465	1,478	1,591	1,432
	泉北光明池線	716	749	812	722	756
	光明池・鳳線	697	733	716	889	1,225
	畑・鉢ヶ峯線	242	264	228	272	240
	堺東・泉ヶ丘線	1,330	1,225	1,226	1,432	1,246
	美木多線	338	339	321	515	707
	東山・泉ヶ丘線	410	343	316	362	337
	美原初芝線	162	175	177	172	172
	美原金岡線	155	168	181	192	196
	堺匠町線	1,422	1,426	1,466	1,395	1,335
	住之江匠町線	398	447	560	619	603
	狭山ニュータウン線	646	638	641	589	593
	泉ヶ丘・ハーベストの丘線	32	32	32	32	32
	Jグリーン堺線	151	149	146	255	262
	泉大津光明池線	34	33	31	38	38
	天野山線	2	2	2	2	2
	河内長野泉ヶ丘線	34	34	36	45	49
市立総合医療センター線	—	74	92	94	101	
	総数	22,532	22,502	22,318	23,204	21,950

近鉄バス	路線名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	松原線(さつき野系統)	284	302	300	301	301
	松原線(余部系統)	407	434	423	416	417
	丹比線	130	132	135	134	138
	北野田線	168	167	167	173	177
	北野田線 (さつき野系統)	127	138	151	165	166
	北野田線(多治井系統)	53	63	72	82	80
	富田林線(梅の里系統)	213	229	223	222	153
	総数	1,382	1,465	1,471	1,493	1,432

出典：堺市統計書

※南海バス(株)は堺・金岡・東山・泉北・光明池の各営業所管内(堺市内を通過しない路線を除く)における乗車人員を表章したもので、旧河内長野線はH18.3.12に北野田駅前に延伸し、路線名を「北野田線」に変更している。

※近鉄バス(株)は堺市内を通過する路線に限り表章したもので、北野田線には17年5月運行開始の北野田線(さつき野系統)を含まない。

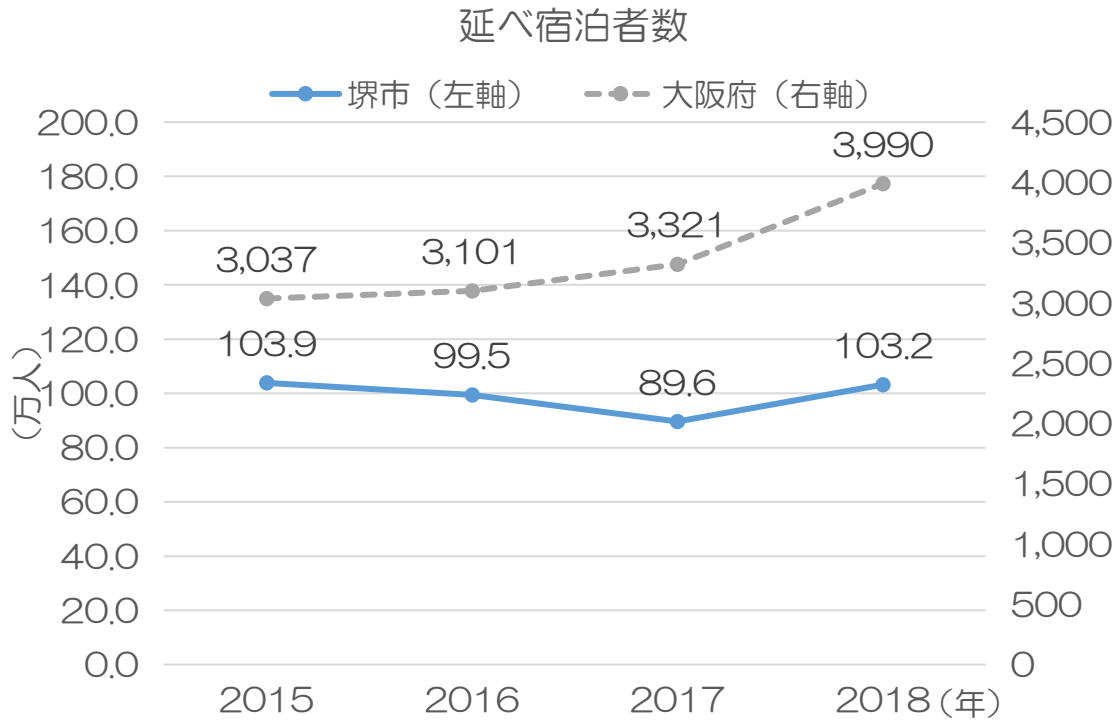
6 令和元年度に新たに指定された特定道路

(単位：km)

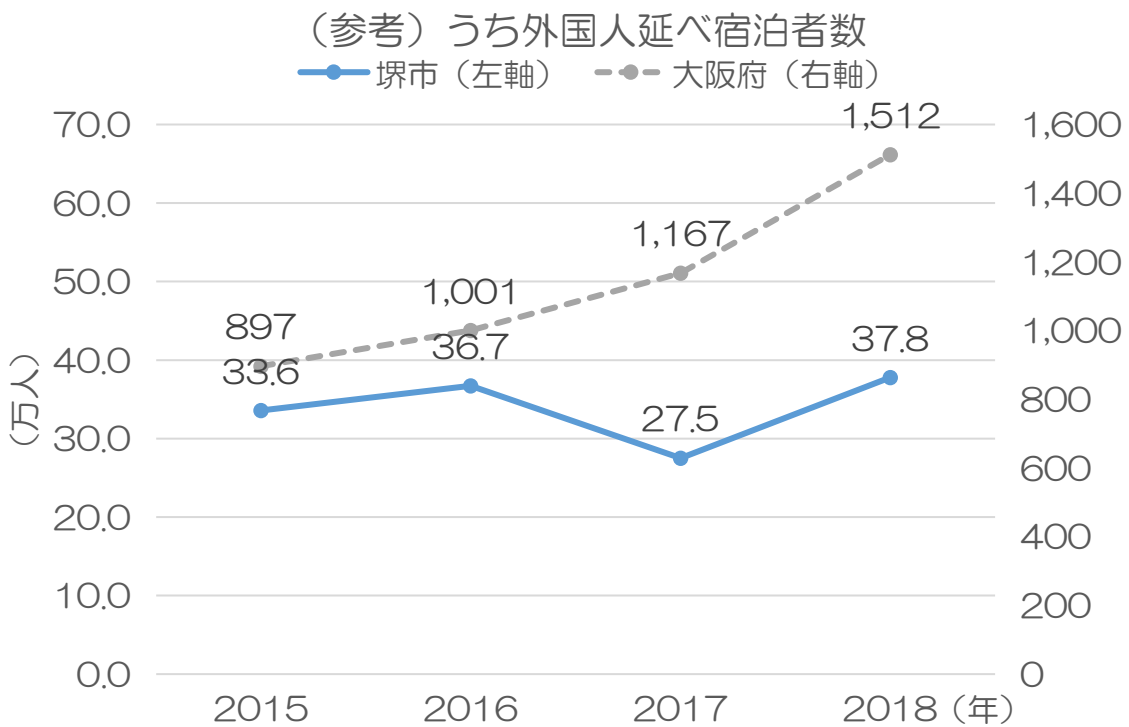
	地区名	特定道路 延長(※)
1	南海高野線浅香山駅周辺地区	1.35
2	南海本線堺駅・南海高野線堺東駅を含む都心地区	3.17
3	JR 三国ヶ丘駅・南海高野線三国ヶ丘駅周辺地区	2.25
4	南海高野線中百舌鳥駅・地下鉄なかもず駅周辺地区	3.0
5	南海高野線白鷺駅周辺地区	0.2
6	南海高野線初芝駅周辺地区	0.9
7	南海高野線萩原天神駅周辺地区	0.92
8	南海高野線北野田駅周辺地区	3.8
9	泉北高速深井駅周辺地区	2.95
10	泉北高速母・美木多駅周辺地区	3.88
11	JR 堺市駅周辺地区	1.43
12	JR 百舌鳥駅周辺地区	1.32
13	JR 上野芝駅周辺地区	1.8
14	JR 津久野駅周辺地区	4.6
15	JR 鳳駅周辺地区	0.8
16	地下鉄北花田駅周辺地区	3.1
17	地下鉄新金岡駅周辺地区	1.2
18	南海本線七道駅周辺地区	1.12
19	南海本線石津川駅周辺地区	2.4
20	南海本線諏訪ノ森駅周辺地区	2.1

※既に整備した道路を含む

7 宿泊者数の状況



(資料) 大阪府観光統計調査



(資料) 大阪府観光統計調査